

養父市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)概要版

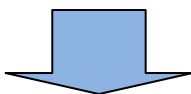
1. 計画策定の背景

(1) 国際的な背景

世界196ヶ国全ての国が協調して温室効果ガスの削減に取り組む国際的な枠組みとなる「パリ協定」において、日本は2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比で26.0%削減する目標を掲げています。

(2) 地球温暖化対策に係る国内の動向

上記の目標を含み、地球温暖化対策に関する総合的な計画として「地球温暖化対策計画」が策定(平成28年5月)されたことで、温室効果ガス削減目標をはじめとする地球温暖化対策について、国の施策との整合が求められることとなりました。

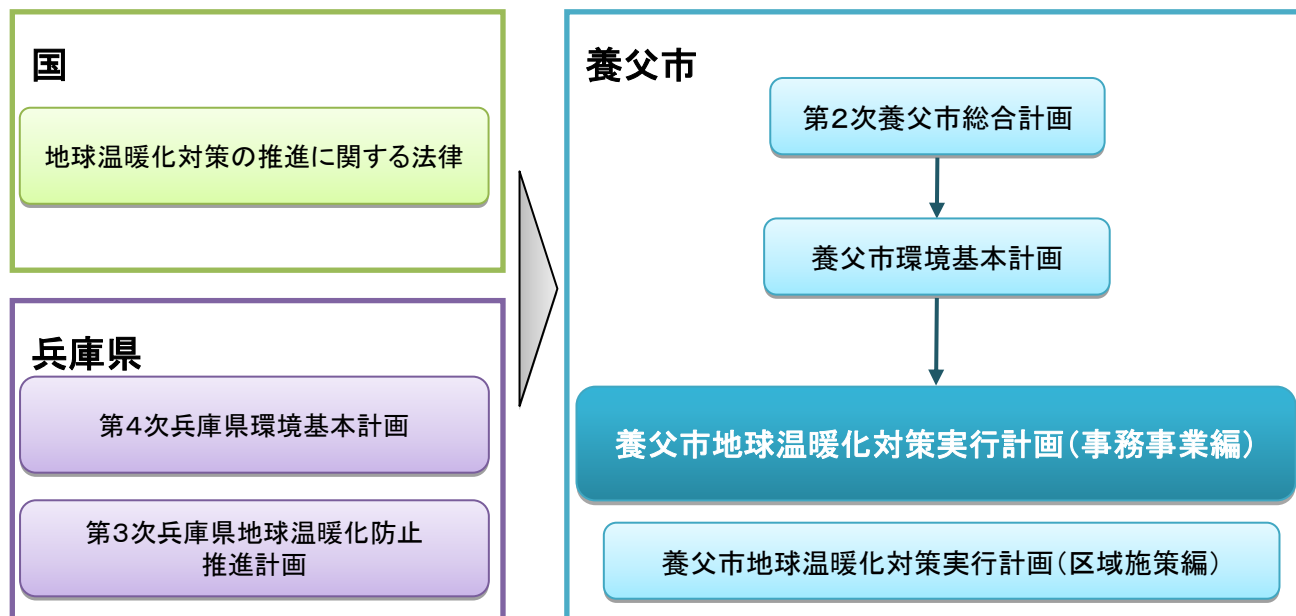


養父市地球温暖化対策実行計画の策定

- ◆ 地球温暖化対策に関する国の施策との整合を図るための計画

2. 計画の位置づけ

「養父市総合計画」及び「養父市環境基本計画」を上位計画とし、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)に準じて策定した「養父市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、「本計画」といいます。)及び「養父市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、市域から排出される温室効果ガスを削減するため市の現状と地域特性を踏まえ、総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。



3. 行動計画の基本的事項

(1) 計画の期間

- 基準年度: 2013(平成25)年度
- 計画期間: 2018年度～2023年度

(2) 計画の対象範囲

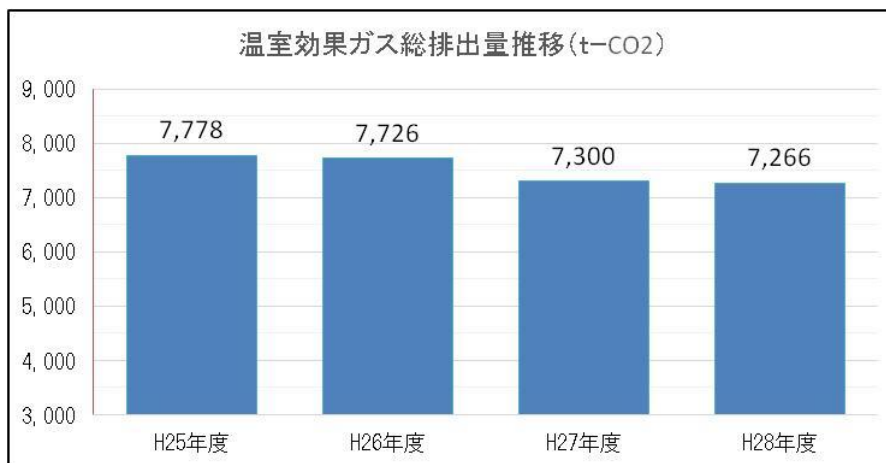
- 対象施設: 養父市が管理する全事務・事業(直接管理施設)
- 調査対象ガス: 二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)

4. 温室効果ガス排出状況等

(1) 温室効果ガス排出量推移 (過去4年間)

□ 温室効果ガス排出量推移

本市の2016(平成28)年度の総排出量は7,266t-CO₂となり、2013(平成25)年度比で6.6%の減少となりました。



□ 排出源別温室効果ガス排出量推移

本市の事務事業で使用される各種エネルギーのうち、軽油及び下水処理量は、2013(平成25)年度比で増加しているものの、ガソリン、灯油、A重油、LPG、電気は2013(平成25)年度比で減少しています。

(単位: t-CO₂)

項目	2013年度	2014年度		2015年度		2016年度		
	排出量	排出量	2013年度 対比	排出量	2013年度 対比	排出量	2013年度 対比	
燃料	ガソリン	174	164	-5.7%	146	-16.1%	140	-19.5%
	軽油	134	154	14.9%	141	5.2%	194	44.8%
	灯油	319	288	-9.7%	255	-20.1%	275	-13.8%
	A重油	178	115	-35.4%	14	-92.1%	15	-91.6%
	LPG	192	173	-9.9%	118	-38.5%	118	-38.5%
電気	6,600	6,655	0.8%	6,448	-2.3%	6,340	-3.9%	
カーエアコン	4	4	0.0%	4	0.0%	4	0.0%	
下水処理量	177	173	-2.3%	174	-1.7%	180	1.7%	
温室効果ガス総排出量	7,778	7,726	-0.7%	7,300	-6.1%	7,266	-6.6%	

5. 基準年度（2013(平成25)年度）の温室効果ガス排出状況

(1) 温室効果ガス排出量

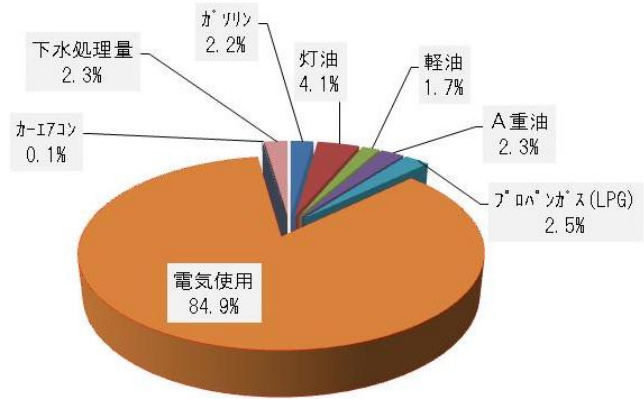
□基準排出量(2013(平成25)年度排出量):7,778 t-CO2

(2) エネルギー使用量・排出量内訳及び排出構成

□排出要因別に温室効果ガス排出状況を見てみると、電気の割合が一番多く全体の84.9%を占めています。

項目		活動量	排出量 (t-CO2)
燃料	ガソリン	74,791ℓ	174
	軽油	51,865ℓ	134
	灯油	126,828ℓ	319
	A重油	65,509ℓ	178
	LPG	62,275kg	192
電気		12,791,610kWh	6,600
カーエアコン		309台	4
下水処理量		2,544,620 m ³	177
温室効果ガス総排出			7,778

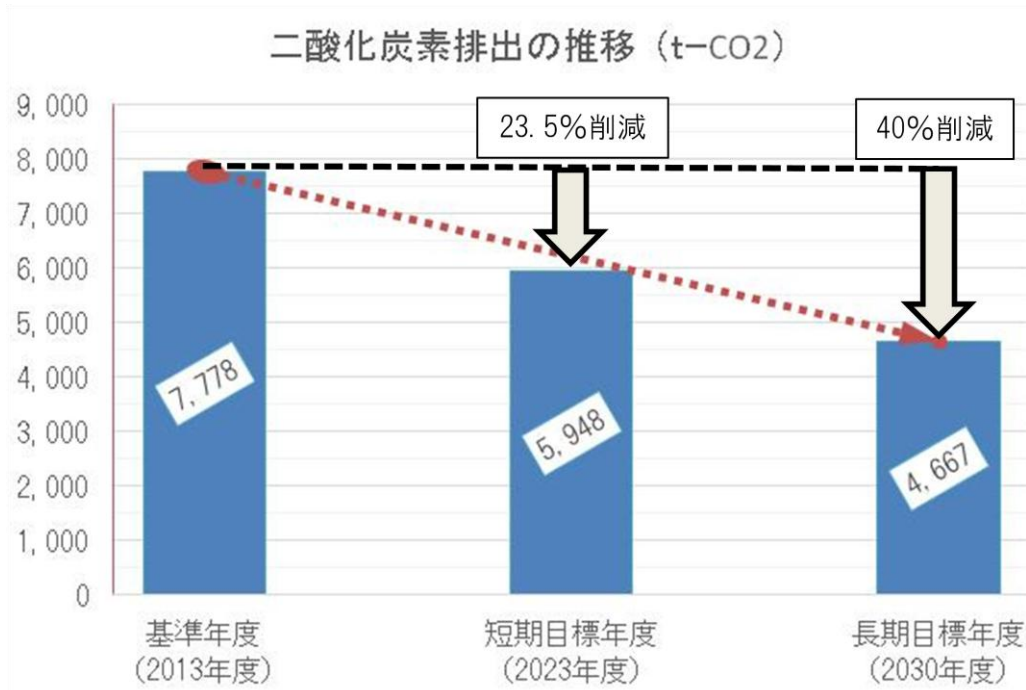
注)端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。



注)構成比の合計については、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

6. 温室効果ガス削減目標

(1) 温室効果ガス削減目標



温室効果ガス削減目標

2023年度までに

2013（平成25）年度比で23.5%削減します

7. 温室効果ガス排出量削減への取組施策

(1) 取組みの基本方針

□地球温暖化対策を進めるための本計画の取組みの基本方針を以下の3つとします。

基本方針1:運用・進捗管理体制の構築による地球温暖化対策の推進

基本方針2:職員意識の啓発や関係団体への協力要請による地球温暖化対策の推進

基本方針3:施設・設備の省エネ化・再生可能エネルギー導入の推進による地球温暖化対策の推進

(2) 取組み内容と目標指標

□運用・進捗管理体制の構築による地球温暖化対策の推進

取組み内容	具体的な取組み	目標指標
カーボン・マネジメント推進体制の強化	地球温暖化対策を推進するためのカーボン・マネジメント推進体制を構築します。	各会議の開催数

□職員意識の啓発や関係団体への協力要請による地球温暖化対策の推進

取組み内容	具体的な取組み	目標指標
①職員等への意識啓発	職員自ら考え、行動するための取組みを実施します。	職員向けの勉強会の実施回数
②グリーン購入・グリーン契約等の推進	備品等の購入時にグリーン購入・グリーン契約等を推進します。	—

□施設・設備の省エネ化・再生可能エネルギー導入の推進による地球温暖化対策の推進

取組み内容	具体的な取組み	目標指標
①省エネ機器の導入	設備更新に合わせ、トップランナー機器等の導入を進めます。	LED 照明の設置割合
②再生可能エネルギー機器の導入	施設における再生可能エネルギー機器の導入を進めます。	再生可能エネルギー機器の設置数

8. 行動計画の推進

(1) 推進体制

市長が地球温暖化対策の推進の総指揮を取り、副市長と部局長級で構成するカーボン・マネジメント推進本部と、課長級で構成するカーボン・マネジメント推進委員会を設置して、進捗の評価や見直し等を行います。なお、地球温暖化対策の進捗状況などについては、環境推進課がカーボン・マネジメント事務局を担い、取りまとめ等を行います。

